

事務連絡  
令和2年3月13日

各  
〔  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について  
(その6の2)

新型コロナウイルス感染症について、「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置等について事務連絡を発出し、それらについての補足資料も発出しましたが、今般、追加のQ&Aを作成しましたので、ご連絡します。

本資料をご確認の上、関係各所へ周知を行っていただきますようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部  
技術総括班、医療体制班（内線：8072、8073）

TEL 03-3595-3205

## 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についての Q&A

### (追加分)

**(問1) 新型コロナウイルス感染が疑われる方の家族に対して、伝えておく注意点はありますか。**

(答)「家庭内でご注意頂きたいこと～8つのポイント～」(別添1)をご参照下さい。

**(問2) 新型コロナウイルス感染症患者であって妊産婦である方の受入体制はどのように協議を行えばよいでしょうか。**

(答) 周産期医療については、平時から、合併症を有する等のハイリスク妊産婦に関して、一般医療機関、地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターでの連携を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症の妊産婦についても、地域の実情に合わせて、既存の周産期協議会等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会とも連携しながら、妊産婦の病状(重症度、合併症の有無、妊娠週数等)や新型コロナウイルス感染症の感染の有無を考慮した適切な医療体制(医療機関の役割分担)について、早急にご検討ください。

なお、協議の場では、周産期医療を担う医療機関の関係者等が参加し、受入医療機関の設定や、輪番制の構築など、具体的な受入体制について話し合ってください。

**(問3) 新型コロナウイルス感染症患者であって小児である方の受入体制はどのように確保すればよいでしょうか。**

(答) 新型コロナウイルス感染症は小児については重症化しやすいという報告はありませんが、重症化した場合に小児医療の体制が整った医療機関に受け入れてもらえるよう、地域の関係者と協議を行っていただきたいと考えております。なお、基礎疾患を有する小児の治療が必要な場合についてもご検討ください。

**(問4) 新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合の標準的な予防策は、サージカルマスク、ゴーグル、手袋でよいですか。「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2版 ver. 2.1)」(令和2年3月10日付け日本環境感染学会)によると、エアロゾル発生手技を行う際は、N95、ゴーグル、手袋、ガウンとありますが、サージカルマスクとN95の使い分けは、エアロゾル発生手技の有無により判断することによいですか。クルーズ船での対応のように、院内で防護服を使用する必要はありますか。**

(答) 新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合は、標準予防策に加えて飛沫予防策及び接触予防策を行ってください。標準予防策としては、サージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底してください。

同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、それに加えて、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着してください。

また、同患者に対して、エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着してください。

再使用可能な眼の防護具は使用後に消毒用アルコール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をおこなってください。クルーズ船での対応のような特殊な場合を除いて、院内で全身を覆う着衣の着用は必須ではありません。

**(問5) 病床が陰圧でない場合、空調、換気面で配慮すべき事項はありますか。「エンビラ(高性能空気清浄機)」が必要となりますか。**

(答) 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2版 ver. 2.1)」(令和2年3月10日付け日本環境感染学会)によると、陰圧室での対応が難しい場合は、通常の個室で管理し、室内の換気を適切に行うように(6回/時以上行うことが望ましい)、と記載されています。エンビラを含む空気清浄機は必須ではありません。なお、エアロゾル発生手技を行った後は、特に外気との換気を十分に行ってください。

**(問6) 医療スタッフの体制上、一般の患者と新型コロナウイルス感染症の患者を兼任で対応することとなりますが、可能ですか。**

(答) 基本は患者に対応する医療従事者を分けることが望ましいと考えます。しかし、体制上困難な場合、医療従事者が適切な感染防護を行い、他の患者と導線を切り離して対応することが可能であれば差し支えありません。ただし、適切な感染防護ができなかった場合等で対応している医療従事者の感染が否定できない場合は、一般患者への対応を行わないことを考慮するなどについて、適宜、各医療機関でご判断をお願いします。

**(問7) 一般の患者と新型コロナウイルス感染症の患者を兼任で対応する場合において、同一のフロアの中で一般患者と分けて診療する際、どの程度の距離をとるべきでしょうか。一般患者と新型コロナウイルス感染症の患者を兼任で対応する際の感染対策、動線などの留意点を示してください。**

(答) 同一のフロアで入院診療を行う場合、一般の患者と新型コロナウイルス感染症の患者で病室を分けるようにしてください。それぞれの病室が壁により区画されている環境であれば、一般の患者と新型コロナウイルス感染症の患者の病室が隣り合っても問題はありません。ただし、時間的・空間的な配慮により患者の動線が重ならないように十分注意してください。また、患者又は関係者が病室の出入りをする場合には、手指衛生を必ず実施するよう指導を行ってください。また、ポータブルトイレ等の使用により新型コロナウイルス感染症の入院患者が使用するトイレが他の患者等と共同使用とならないように留意してください。

なお、新型コロナウイルス感染症患者への対応を行った職員については、院内感染対策防止の観点から、発熱や肺炎症状を有していないか等を確認する等のフォローアップを行ってください。

**(問8) コロナ用病床を高層階にせざるを得ない場合、1Fから病床まで移動距離が長くなりますが、入院時の消毒等の留意事項について示してください。**

(答) 病床まで移動距離がある場合も、患者と直接接触した箇所や体液等が付着した恐れがある箇所については、アルコール又は0.05%次亜塩素酸ナ

トリウムによる清拭で消毒を行ってください。上記の環境清掃・消毒を行う者についても適切な感染防護策を実施してください。また移動に際して使用するエレベーター等についても同様の消毒を行ってください。

**(問9) 感染症指定医療機関以外での入院患者の受入れを行う場合、感染予防策として、どの程度の対策が必要になるのですか。また、多床室で受入れざるを得ない場合、病床ごとの距離はありますか。**

(答) 感染症指定医療機関以外で入院患者の受入れを行う場合、令和2年2月9日付の事務連絡でお示ししているとおりに、個室に入院させることが望ましいと考えられます。ただし、新型コロナウイルス感染症の診断が確定している場合には、同疾患の確定している複数の患者を同一の病室で治療することは差し支えありません。いずれの場合も病室に陰圧機能は必須ではありません。また、ポータブルトイレ等の使用により新型コロナウイルス感染症の入院患者が使用するトイレが他の患者等と共同使用とならないように留意してください。

多床室での管理において、特別な病床ごとの距離の指定はありません。入院患者には適切な装着方法でのマスクの使用と手指衛生の徹底を説明してください。